
法令遵守推進条例事務マニュアル

平成 21 年 10 月

～目次～

条例の制定にあたって

I 法令遵守推進条例

1. 松江市法令遵守推進逐条解説
2. 松江市法令遵守推進条例
3. 松江市法令遵守推進条例施行規則

II 不当要求行為等への対応

1. 事務の流れフロー
2. 具体的対応要領

III 関係資料

1. 松江市法令遵守推進条例 Q&A
2. 委員名簿

条例の制定にあたって

本市では、合併から4年が経過し、新市の融合一体化と定住化を着実に進めてきた中で、これまでよりも市民の声に耳を傾け、要望をより汲み取ることによって、より市民に身近できめ細かい行政を推進していくため、組織機構改革を行うこととし、市民からの問い合わせや、疑問、要望等にスピーディーに対応するための「伺います係」の新設や、保健師の各家庭や地域との関わりをより密接なものとするための保健師の地区担当制への移行などを実施しました。

また、社会経済情勢の急激な悪化に伴う地方公共団体の財政状況の悪化により、事務事業を執行していく上での予算上の制約が大きくなる中で、市民のニーズを的確に把握し、限られた予算をより効果的に配分し、市民の理解を得ながら行政を推進していくためには、それに携わる職員が、法令を遵守し、公正に職務を遂行することによって市民から信頼されるものでなければなりません。しかしながら、全国的には特別職を含む自治体職員の不適切な職務執行の事例が多発しており、これを防止するためには、職員の法令遵守及び倫理の保持について組織的に取り組む体制を整備する必要があります。

本市においては、平成19年度に「松江市不当要求行為等防止対策要綱」を策定し、職員に周知徹底を図るとともに、不当要求行為等に対し組織的に取り組むことにより公正な職務の執行に努めてきたところですが、前述した状況を踏まえ、要綱で定めた不当要求行為等に対する組織的対応を条例化することにより、職員はもとより市民に対し法令遵守に組織的に取り組む体制を明らかにすることによって、市民から信頼される市政の確立を図るものです。

I 松江市法令遵守推進条例

1. 松江市法令遵守推進逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

この条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち、市長、副市長及び地方公営企業の管理者をいう。

2 この条例において「市長等特別職」とは、法第3条第3項に規定する特別職に属する職員のうち、市長、副市長及び地方公営企業の管理者をいう。

3 この条例において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

4 この条例において「要望等」とは、職員以外のものが職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類するものをいう。

5 この条例において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。

(2) 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

(3) 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

【趣旨】

この条は、条例で使用する用語の定義を定めたものである。

【解説】

1 「地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員」(第1項)とは、特別職に属しない職員は、正規に任用された職員はもちろん、臨時職員、条件付採用期間中の職員なども、任用の種類を問わず一般職である。また、一般の行政事務に従事する職員をはじめ、消防職員、単純労務職員、公営企業職員等、職種のいかんを問わず一般職である。

2 「特別職に属する職員のうち、市長、副市長及び地方公営企業の管理者」(第1項)とは、この条例は、日常業務における法令遵守と公正な職務遂行の確保を主眼としているため、その職務の形態及び内容から非常勤の特別職は原則として対象とせず、常勤の特別職のうち市長、副市長及び地方公営企業の管理者のみを対象としている。非常勤の特別職は上司及び所属長への報告(第4条第2項)などの仕組みになじまないからである。

ただし、非常勤の特別職も不当要求行為等があった場合は、法令遵守対策委員会への通知ができることとなっている(第8条第2項後段)。

3 「法第6条第1項に規定する任命権者」(第3項)とは、市長部局における市長のほか、

議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会、消防局長、公営事業管理者、各農業委員会等、それぞれの職員の任命・休職・免職及び懲戒等を行う権限を有するものをいう。

- 4 この条例における「要望等」は、①職員等以外の個人、法人その他の団体からのものであること、②職員等に対して行われるものであること、③当該職員等の職務に関するものであること、のいずれの条件をも満たすものが対象となる。したがって、職員等間におけるもの（内部通報、法令・条例等に基づく審議会等の委員が当該職務に関して行うものを含む。）、職務に関係しないものは要望等には該当しない。ただし職員等であっても、例えば自治会役員として市に対して要望等を行ったり、日常的な市民生活において市の窓口に申請や届出をするような場合のように、市の職員等の立場を離れ一市民として活動するような場合においては要望等として取り扱うことになる。
- 5 「その他これらに類するもの」とは、陳情、情報提供、通報などをいい、職員等とのやりとりにおける要望者の発言のすべてが要望等の範囲に含まれることになる。なお、「報告」については「これらに類するもの」とは言えないので、要望等には該当しない。
- 6 「不当要求行為等」（第5項）とは、第5項各号に挙げるように、正当な理由なく、また暴行や脅迫その他威圧的な言動など不当な手段により要求の実現を図る行為や法令等に違反する行為を求める行為をいう。要求の実現等を求められたとしても、職員の通常の説明により要求をやめた場合は、職員としての説明責任を果たすことは通常の職務の範囲内のことであるから不当要求行為には該当しない。
各号ごとに事例を挙げると次のようなものが挙げられる。

(1) 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。

《例》

- ① 市税等の減免要件にあてはまらなると説明したにもかかわらず、特定の者に対して特別に減免するよう求めること（著しく有利な扱い）
- ② 施設等に特別に優先的に入所させてほしいと要求することや、特定の者に対して、施設を利用させないよう要求すること（著しく有利又は不利な扱い）
- ③ 職員等の採用、昇任、降任又は転任に関し、特定の個人が有利又は不利益な取扱いを受けるよう要求する等人事の公正を害すること（著しく有利又は不利な扱い）

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

《例》

申請書等の提出の際に、

- ・特定の者に対して必要以上の書類の提出を求めること（義務のないことを行わせる）

- ・特定の者に対してのみ、受付期間を短縮するよう求めること（権利の行使を妨げる）

ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

《例》

職員がその職務を行っているがゆえに知った情報（個人情報や非公開で行われている審査会の内容など）を、守秘義務違反となるためできないと説明したにもかかわらず、特定の者に提供又は外部に漏らすよう求めること

エ 執行すべき職務を行わないこと。

《例》

- ① 法律や決められた手続きに従って行われるべき行政処分等を行わないよう求めること
 - ・差し押さえ処分や業者の指名停止等
- ② 競争相手となるような事業者について、明らかに許可条件を満たしているのに営業許可をしないように求めること
- ③ 違法な事実があるにもかかわらず、通報をしないよう求めること

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。

《例》

- ① お歳暮等贈答品を受け取るようしつこく求めること
- ② 正当な理由なく、会食、飲酒の席に同席するよう求めること

(2) 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

《例》

入札をやめて随意契約にし、××と契約するよう要求する行為

(3) 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

- ① 要望を行う際に、下記のような行為・手段を伴い要望等をする事

《例》

(1) 暴力行為

- ア 職員を手拳、木刀等で殴打する行為
- イ 職員にたん、つばを吐きかける行為
- ウ 職員の耳元で大声をあげる行為
- エ 職員の衣服や名札を引っ張る行為

- オ 執務室の机や椅子を叩いたり蹴飛ばす行為
- カ 職員に物を投げつける行為
- キ 木刀やゴルフクラブを職員の身体近くで振り回す行為

(2) 脅迫行為

- ア 職員に恐怖心を生じさせる目的で害悪を言葉や書面で告知する行為
「夜道に気をつけろ」「一家を皆殺しにする」「逆らうと地位を失うことになるぞ」等の言動を発したり、こうした内容の手紙を書いたり、張り紙を張ること

(3) けん騒行為

- ア 大声で騒ぐ行為
- イ 許可なく庁舎内で拡声器を使い演説する行為
- ウ 許可なく庁舎内で鳴り物を鳴らし、大音量で音楽を流すなどの行為

(4) 庁舎内に座り込み、ねり歩きその他通行の妨害になるような行為

(5) 正当な理由なく銃器、凶器、爆発物その他危険物を所持し、又は庁舎内に持ち込む行為

(6) 正当な理由なく、庁舎内に長時間居座り、市の事務に支障を生じさせる行為又は閉庁時間を過ぎても退去しない行為

不当要求行為とならない事例としては、

- 特定の人を採用してほしいと紹介したが、採用試験や面接を公正に実施すると説明を受け、納得した場合（通常の職務の範囲の説明で納得）
- 特定の人について施設等に特別に入所させることができるかどうか照会すること（通常の職務）
- 新しい技術を開発した特定の企業を紹介し、機会があったら採用してほしいと申し入れること（具体性がない）
- 特定の地域に施設等を建設してほしい旨の申し入れ（通常の職務・威圧的な言動など不当な手段によりなされる場合は不当要求行為となりうる）
- 制度の新設や改善に関して申し入れを行うこと（通常の職務威圧的な言動など不当な手段によりなされる場合は不当要求行為となりうる）

(基本的心構え)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等不当な差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ親切な態度で職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務に関する権限行使に当たっては、その関係者から贈与を受けるなど市民の疑惑

や不信を招くような行為をしてはならない。

- 4 職員は、他の者に教示することにより職務の公正を損ない、又は職務に不当な影響を及ぼすおそれのある情報については、秘密とするなど適切に管理しなければならない。
- 5 職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、市民から市政運営に対する要望等があったときは、その重要性を十分理解し、誠実に受け止め、適正に対応しなければならない。

【趣旨】

この条は、職務遂行に当たっての職員の基本的な心構えを定めたものである。

現代の行政は複雑化、専門化、技術化しており、必ずしも市民に即座に理解されるものばかりではない。職員は、市民に対してわかりやすく、ていねいな説明に努めることにより、市の説明責任を果たすとともに、市民の権利利益を守り、市政への協力を確保し、また、説明不足による誤解などを原因とする市と市民との紛争を未然に防止する趣旨である。

【解説】

- 1 「職員は、市民全体の奉仕者である」(第1項)とは、日本国憲法及び地方公務員法に規定する「厳粛な信託」(日本国憲法前文)、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」(同法第15条第2項)、「全体の奉仕者」(地方公務員法第30条)と同じ趣旨である。
- 2 「職務に不当に影響を及ぼすおそれのある情報」(第4項)とは、審議、検討又は協議に関する情報で、未成熟な段階で提供することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けて、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるものなどをいう。

(職員の責務)

- 第4条 職員は、市民から要望等があったときは、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、迅速な対応を図らなければならない。ただし、当該要望等が不当要求行為等と認められるときは、これを拒否しなければならない。
- 2 職員(市長を除く。次項において同じ。)は、不当要求行為等があった場合は、これを記録し、所属長に報告しなければならない。
- 3 職員は、前項の規定により記録をする情報に、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14号)第7条第1項第2号ウの規定により情報の公開の対象となる情報が含まれる場合には、作成した記録の内容について当該記録に係る不当要求行為等を行った者に確認を求めるものとする。

【趣旨】

この条は、公正な職務の遂行を確保するための職員の責務を定めたものである。

【解説】

- 1 「法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、迅速な対応を図らなければならない」とは、

平素から自己の担当する職務の趣旨・目的、内容、手続、根拠法令等について確認し、正確な知識を保持することにより迅速な対応がとれるように努めなければならないという趣旨である。

2 「当該要望等が不当要求行為等と認められるときは、これを拒否しなければならない。」

とは、職員は、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」（日本国憲法第 15 条第 2 項）、「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し（なければならない）」（地方公務員法第 30 条）のであり、「その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従（わなければならない）」（地方公務員法第 32 条）ことを義務づけられているのであるから、不当要求行為等を受けた場合は、必ずこれを拒否しなければならない。

したがって、職員が不当要求行為等に応じてしまった場合は、次の責任を問われる場合がある。

(1) 行政上の責任

職員が不当要求行為等に応じた場合、法令違反、職務上の義務違反又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行として、その道義的責任を問われ、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分を受けることがある。（地方公務員法第 29 条）

(2) 刑事上の責任

職員が法令に違反し、不当要求行為等に応じてしまったときは、刑罰の適用を受ける場合がある。

ア 同和団体を名乗る男の圧力に押されて宅地開発が不能な土地に関して、虚偽の宅地課税証明書を作成した。（刑法第 156 条 虚偽公文書作成等）

イ 住民から生活扶助費を出すように強要され、10 数回にわたり生活扶助費の資金数百万円を横領した。（刑法第 253 条 業務上横領）

(3) 民事上の責任

職員が不当要求行為等に応じ、市又は第三者に損害を与えたときは、民法上の不法行為を行ったものとして賠償責任を負う場合がある。（地方自治法第 243 条の 2 第 1 項、国家賠償法第 1 条第 2 項）

3 第 2 項にいう報告は、松江市法令遵守推進条例施行規則第 2 条の各号に掲げる職員の区分に応じ各号に定める者に対して行うものとする。

4 第 3 項にいう記録は松江市法令遵守推進条例施行規則第 3 条に定める「不当要求行為等記録票」（様式第 1 号）により行うものとする。

5 松江市情報公開条例(平成 17 年松江市条例第 14 号)第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、個人情報であって、特定の個人を識別できる個人情報または公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれのあるものについては非公開である。しかし同号ウの規定により、その個人が公務員等であって、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、その情報

のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務執行の内容に係る部分については、公開の対象となる。

このため、本条第3項では、記録をする情報に、松江市情報公開条例第7条第1項第2号ウの規定により情報の公開の対象となる情報が含まれる場合には、記録の正確性を期すために、当該不当要求行為を行った者に、作成した**記録の内容の確認**を受けるものとしている。当該不当要求行為を行った者が記録を確認した結果、修正の申し出があった場合には、当該不当要求行為を行った者の主張が正しいことが明らかであれば修正する。それ以外は、当該不当要求行為を行った者の申し出内容を併記する。この場合、併記した記録内容について再度確認を受ける。職務上の行為かどうかも含めて内容についての確認が取れなかったときは、氏名等個人情報是非公開となる。

(管理監督者の責務)

第5条 管理又は監督の地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

2 管理監督者は、部下職員から前条第2項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該報告内容が不当要求行為等に該当すると認められる場合は、遅滞なく、規則で定めるところにより、第8条に規定する松江市法令遵守対策委員会に通知しなければならない。

3 管理監督者は、不当要求行為等に関する記録を整理し、適切に保管するとともに、異動に際しては、これを後任者に確実に引き継がなければならない。

【趣旨】

この条は、公正な職務の遂行を確保するための管理監督者の責務を定めたものである。

【解説】

1 **適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置**とは、規則第4条で次のとおり定められている。

(不当要求行為等発生時の措置)

第4条 それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに相手方に対して注意若しくは警告を發し、退去を命じ、排除を行い又は警察への通報等の措置をとらなければならない。

(松江市法令遵守推進条例施行規則)

2 **松江市法令遵守対策委員会への通知**は、規則第5条第2項に定められており、同条第4項に定める「不当要求行為等発生通知票」(様式第2号)により行うものとする。

3 「**異動に際しては、これを後任者に確実に引き継がなければならない**」(第3項)とは、

不当要求行為等は、「前任者との間で約束があった」などと称して、後任者と前任者との事案に対する情報の格差につけいる形で行われることが多いため、組織として事案全体の正確な情報を把握し、不当要求行為等に適切に対処するために設けられた規定である。

不当要求行為等に関する事案の引継ぎは、記録だけでは十分に伝え難い前任者の事案に関する問題意識も含めて十分に後任者に引き継がれることが必要である。なお、業務の引継ぎについては、松江市職員服務規程第 11 条に次のとおり定められている。

(事務引継ぎ)

第 11 条 転任、退職、休職その他異動を命ぜられたときは、速やかに文書または口頭をもって、上司または後任者にその担当事務につき、引継ぎをしなければならない。事務分掌に異動があったときも、同様とする。(松江市職員服務規程)

(任命権者の責務)

第 6 条 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の遂行の確保並びに法令遵守体制の確立に資するよう、職員研修を実施し、関係者への指導啓発を行い、庁内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

この条は、任命権者に行政施策の説明及び公正な職務の遂行の確保並びに法令遵守体制の確立のための方策を講ずるよう求めるものである。

【解説】

- 1 「任命権者」については、第 2 条（定義）第 3 項の【解説 3】を参照のこと。
- 2 「関係者への指導啓発」とは、不当要求行為等が単に市を対象に行われるものばかりではなく、行政の許認可権限や発注者としての優越的立場を利用して、事業者等をも巻き込んで行われる場合もあるため、関係者に対して、市の方策を理解してもらうとともに、適切な対応を求め、市と協力して、法令遵守を図り、不当要求行為等を排除していく趣旨である。

(市民等の責務)

第 7 条 何人も職員に対し不当要求行為等をしてはならない。

【趣旨】

この条は、公正な行政運営の確保等のために市民や関係者の協力を求めるものである。

【解説】

市民や、関係者に、松江市をとりまく利害関係者として常に市営運営に関心を払い、法令遵守について理解と協力をしてもらうことが、この条例の目的達成のために極めて重要である。

第 2 章 法令遵守体制

(法令遵守対策委員会)

第 8 条 職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図るため、並びに市における

不当要求行為等を防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、松江市法令遵守対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 2 対策委員会は、第5条第2項の規定による通知があったときは、当該不当要求行為等に関する対応方針及び事後措置について協議検討するものとする。不当要求行為等を受けたと認められる特別職の職員(市長等特別職を除く。)から通知があった場合も同様とする。
- 3 対策委員会は、前項の規定による協議検討により不当要求行為等を行った者に対して警告等の措置を講ずる必要があると認めるときは、次条に規定する松江市法令遵守審査会に通知するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条は、職員による庁内組織である法令遵守対策委員会の設置について定めたものである。

【解説】

- 1 法令遵守対策委員会(以下「対策委員会」という。)は、職員で組織され、第5条第2項の規定による通知を受け、対応方針の協議や次条に規定する法令遵守審査会への通知、不当要求行為等に関する各部の情報交換などを行い、不当要求行為等に対し、組織的、統一的に対応することを目的として設置されるものである。
- 2 「対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める」(第4項)とは、規則第6条及び第7条で次のとおり定められている。

第6条 条例第8条第1項の松江市法令遵守対策委員会(以下「対策委員会」という。)は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 松江市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則(平成17年松江市規則第285号)に規定する第1順位の副市長
 - (2) 総務部長
 - (3) 政策部政策企画課長
 - (4) 総務部総務課長
 - (5) 総務部人事課長
 - (6) 財政部資産経営課長
 - (7) 財政部契約検査課長
 - (8) 財政部建設工事監理室長
 - (9) 市民部市民生活相談課長
 - (10) 健康福祉部健康福祉総務課長
 - (11) 教育委員会教育総務課長
 - (12) 市議会事務局総務課長
 - (13) 監査委員事務局長
- 2 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。ただし、委員長が不当要求行為等を受けた場合は、副委員長が委員長の職を行う。
 - 3 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 対策委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

- 5 対策委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。
(対策委員会の所掌事務)
- 第7条 対策委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 条例第5条第2項の規定による通知に係る不当要求行為等に関する対応方針及び事後措置についての協議検討
 - (2) 条例第8条第3項の規定による松江市法令遵守審査会への通知
 - (3) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整
 - (4) 不当要求行為等の未然防止及びその啓発
 - (5) 前各号に定めるもののほか、対策委員会が必要と認める事項
- (松江市法令遵守推進条例施行規則)

(法令遵守審査会)

第9条 市における法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、松江市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)を置く。

【趣旨】

この条は、外部委員による附属機関である法令遵守審査会の設置について定めたものである。

(審査会の任務)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定により対策委員会から通知があった場合において、当該通知の内容が不当要求行為等に該当すると疑うに足る相当の理由があり、かつ、市における法令遵守及び公正な職務の遂行の確保のために必要があると認めるときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、必要な調査を行うものとする。

2 審査会は、前項の調査を行う場合、必要があると認めるときは、不当要求行為等を行った疑いのある者に意見陳述の機会を与えることができる。

3 審査会は、第1項の規定による調査の結果を、規則で定めるところにより、審査会に通知を行った対策委員会、関係のある任命権者(市長を除く。)及び市長に報告しなければならない。

4 審査会は、前項の規定により調査結果の報告を行う場合には、第12条の規定に基づき市長が行う措置について、意見を述べることができる。

5 審査会は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項を担当する。

(1) 市長の諮問に応じ、法令遵守体制の整備に関し、調査、研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること。

(2) この条例及びこの条例に基づく規則の遵守の徹底を図ること。

【趣旨】

この条は、不当要求行為等の調査、調査結果の報告等の法令遵守審査会の任務について定めたものである。

【解説】

- 1 「**対策委員会から通知があった場合において**」(第1項)とは、審査会は、対策委員会から不当要求行為等の通知を受けたことを端緒として調査を開始することをいう。
- 2 「**当該通知の内容が不当要求行為等に該当すると疑うに足りる相当の理由があり**」(第1項)とは、対策委員会又は職員からの不当要求行為等の通知の内容の具体性、資料の確実性等から、高い確度で不当要求行為等が行われていると推測される場合をいう。
- 3 「**市における法令遵守及び公正な職務の遂行の確保のために必要があると認めるとき**」(第1項)とは、対策委員会又は職員からの不当要求行為等の通知の内容につき、想定される違法・不当性の程度、結果の重大性、影響度等を総合的に考慮した場合、市における法令遵守及び公正な職務遂行の確保のために、審査会において調査する必要があると判断されるときをいう。
- 4 審査会は、対策委員会又は職員から不当要求行為等の通知を受けた場合、第1項の規定やこの条例の趣旨に照らして、審査会として調査の可否を判断するものであり、通知を受けた場合に調査を義務づけられるものではない。
- 5 「**規則で定めるところにより必要な調査を行うものとする**」(第1項)とは、規則第12条で次のとおり定められている。

(審査会の調査)

第12条 審査会は、条例第10条第1項に規定する調査を行う場合にあつては、対策委員会、関係部署の対策責任者若しくは職員又は条例第8条第2項後段の規定に基づき対策委員会に通知をした特別職の職員から意見の聴取を行うとともに、関係者に対し必要な資料の提出を求め、又はこれらの者の出席を求めその説明若しくは意見を聴くことができる。

(松江市法令遵守推進条例施行規則)

- 6 「**規則で定めるところにより、…報告しなければならない**」(第3項)とは、規則第13条で次のとおり定められている。

(不当要求行為等の調査結果の報告)

第13条 条例第10条第3項の規定による報告は、不当要求行為等があつたと認めた理由又は不当要求行為等がなかったと認めた理由を明らかにして行うものとする。

- 2 審査会は、不当要求行為等が繰り返し行われ、又は公正な職務の遂行が著しく損なわれるなど、公正な職務の遂行を確保するため不当要求行為等を行った者に対して厳正な措置を講ずる必要があると認めるときは、前項の報告を行う際に、当該不当要求行為等の報告内容を市民へ公表すべきことを意見として述べるものとする。
- 3 前項の意見には、公表の方法及び不当要求行為等を行った者の氏名又は名称の公表の有無についても述べるものとする。

(松江市法令遵守推進条例施行規則)

- 7 「**関係のある任命権者(市長を除く)及び市長に報告しなければならない**」(第3項)とは、審査会に通知を行った対策委員会に調査結果の報告をするとともに、関係のある任命権者及び市長に報告することにより、法令遵守及び公正な職務遂行の確保のために必要な措置を講じさせる趣旨である。
- 8 「**調査結果の報告を行う場合には、第12条の規定に基づき市長が行う措置について、意見を述べることができる**」(第3項)とは、市長が第12条の規定に基づいて行う不当要求行為等の行為者への警告、市民への公表等の措置について、法令若しくは法令遵守又は行

政対象暴力対策に優れた識見を有する者で構成される審査会が専門的見地から意見を述べることができるものとし、市長等が適切な措置を講ずることができるようにする趣旨である。

(委任)

第 11 条 前 2 条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条は、審査会の組織及び運営に関するその他の事項の定めを規則に委任することを定めたものである。

【解説】

審査会の組織及び運営に関するその他の事項は、規則で次のとおり定められている。

| |
|--|
| <p>(審査会の委員)</p> <p>第 10 条 条例第 9 条の審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、法令若しくは法令遵守体制又は行政対象暴力対策に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>9 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。</p> <p>10 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。</p> <p>11 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害のある事件については、調査及び審査をすることができない。</p> <p>(審査会の会議)</p> <p>第 11 条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。</p> <p>2 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。</p> <p>3 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。</p> <p>(松江市法令遵守推進条例施行規則)</p> |
|--|

- 1 規則第 10 条第 2 項の「法令若しくは法令遵守体制又は行政対象暴力対策に関し優れた識見を有する者」(第 3 項)とは、審査会は、不当要求行為等の有無について調査し、調査結果を報告するとともに、市がとるべき措置について意見を述べることを主たる任務としており、そのため、委員には、法令若しくは法令遵守又は行政対象暴力対策の専門家を充てることとしたものである。

第3章 不当要求行為等に対する措置等

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第12条 市長は、第10条第3項の規定による審査会の報告を受けた場合において、不当要求行為等があったと認められたときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、不当要求行為等をしたときは、行為者のほか、その法人又は人を含む。以下同じ。)に対して文書で警告を行うものとする。

2 前項の警告を行う場合において、市長は、市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。

3 市長が前2項の規定に基づき不当要求行為等の行為者へ警告等を行う場合は、第10条第4項に規定する審査会の意見を尊重しなければならない。

【趣旨】

この条は、法令遵守審査会の調査結果の報告を受けて、市長等がとるべき措置について、定めたものである。

【解説】

- 1 「(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、不当要求行為等をしたときは、行為者のほか、その法人又は人を含む。…)」(第1項)とは、法人等の従業員等がその法人等の業務に関し、不当要求行為等をしたときは、不当要求行為等をした者に加え、その法人等に対しても警告を行うことをいう。
- 2 「文書で警告を行う」(第1項)とは、不当要求行為等の行為者に対して、「不当要求行為等を中止すべきこと」、「不当要求行為等に対して市がとるべき措置」などについて、文書で通知することをいう。
- 3 「市民への公表その他必要な措置」(第2項)とは、市民へ公表することにより、不当要求行為等の透明化を図り、市民の注意と健全な批判を喚起することにより、不当要求行為等を中止させるなどの措置をいう。
- 4 「審査会の意見を尊重しなければならない」(第3項)とは、市長が行う不当要求行為等の行為者への「警告」、「公表」等の措置は、相手方に事実上の不利益をこうむらせることにより、不当要求行為等を中止させ、法令遵守及び公正な職務遂行を確保しようとするものである。したがって、恣意的に行うことは許されず、相手方の行為に比例した、社会通念上も相当とされるものでなければならない。そのため、法令等の専門家で構成される審査会の公正な意見を尊重して行うべきことを義務づけたものである。
- 5 市長が行う警告等は、市及び職員の法律上の権利又は義務の行使等に前置することが義務づけられるものではなく、市長等が警告等の措置をとった後でなければ、告訴、告発、仮処分の申請、訴えの提起等ができないというものではない。

(職員の保護)

第 13 条 市長等は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、違法又は不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

この条は、職員の公正な職務の遂行を確保するため、市長が職員の保護のために必要な措置を講ずることを定めたものである。

【解説】

- 1 「市長等」とは、市長及び任命権者をいう。
- 2 「違法又は不当な権利侵害を受ける」とは、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、不当要求行為等の行為者等から、暴行、脅迫、強要、街宣活動、つきまとい、嫌がらせ、器物損壊等を受け、当該職員の生命、身体、名誉、信用、財産等が毀損され、又は正常な業務や平穏な生活が妨害されることなどをいう。
- 3 「必要な配慮をする」とは、当該職員が違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう、市の顧問弁護士による相談及び対応を始め必要な措置を講ずることをいう。
- 4 「必要な援助、保護等の措置を講ずる」とは、不当要求行為等を拒否したことにより当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることがないように、市の顧問弁護士による相談を始め必要な配慮をすることをいう。

第 4 章 雑則

(職員等の協力)

第 14 条 職員は、不当要求行為等の調査及び審査のため審査会から求められたときには、協力をしなければならない。

- 2 前項の規定により調査に協力した職員は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

審査会の調査への職員の協力義務及び調査にかかる守秘義務を定めている。

【解説】

- 1 職員が審査会の調査・審査に協力する場合は、公務として取り扱うので、休暇を取得したり、職務専念義務免除の手続きをとる必要はない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

この条は、条例を施行するために必要な事項を定める権限を市長に委任することを定めたものである。

【解説】

- 1 「必要な事項」とは、(1) 不当要求行為等の報告、(2) 法令遵守対策責任者の所掌事務、(3) 法令遵守対策委員会の組織及び所掌事務、(4) 法令遵守審査会の会議及び調査報告、(5) 不当要求行為等発生通知票等の諸様式など、この条例を施行するための細目的、手続的事項をいう。
- 2 「市長が別に定める」とは、規則という法形式のほか、訓令、決定等により定めることも含まれる。
- 3 この条例を施行するため、「松江市法令遵守推進条例施行規則」(平成21年規則第47号)が制定されている。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

【趣旨】

この項は、この条例の施行期日を定めたものである。

【解説】

条例制定後、審査会委員の選定、職員への周知の期間が必要となるため、施行日は平成21年10月1日とした。

この条例の適用を受けるのは、施行日以降の不当要求行為等であるが、施行日前に発生した不当要求行為等であってもその状況が施行日以降も引き続き発生していれば適用の対象となる。

2. 松江市法令遵守推進条例

松江市法令遵守推進条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
 - 第2章 法令遵守体制(第8条―第11条)
 - 第3章 不当要求行為等に対する措置等(第12条・第13条)
 - 第4章 雑則(第14条・第15条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち、市長、副市長及び地方公営企業の管理者をいう。

2 この条例において「市長等特別職」とは、法第3条第3項に規定する特別職に属する職員のうち、市長、副市長及び地方公営企業の管理者をいう。

3 この条例において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

4 この条例において「要望等」とは、職員以外のものが職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類するものをいう。

5 この条例において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。

(2) 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

(3) 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

(基本的心構え)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等不当な差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ親切な態度で職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務に関する権限行使に当たっては、その関係者から贈与を受けるなど市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、他の者に教示することにより職務の公正を損ない、又は職務に不当な影響を及ぼすおそれのある情報については、秘密とするなど適切に管理しなければならない。

5 職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、市民から市政運営に

対する要望等があったときは、その重要性を十分理解し、誠実に受け止め、適正に対応しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、市民から要望等があったときは、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、迅速な対応を図らなければならない。ただし、当該要望等が不当要求行為等と認められるときは、これを拒否しなければならない。

2 職員(市長を除く。次項において同じ。)は、不当要求行為等があった場合は、これを記録し、所属長に報告しなければならない。

3 職員は、前項の規定により記録をする情報に、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14号)第7条第1項第2号ウの規定により情報の公開の対象となる情報が含まれる場合には、作成した記録の内容について当該記録に係る不当要求行為等を行った者に確認を求めるものとする。

(管理監督者の責務)

第5条 管理又は監督の地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

2 管理監督者は、部下職員から前条第2項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該報告内容が不当要求行為等に該当すると認められる場合は、遅滞なく、規則で定めるところにより、第8条に規定する松江市法令遵守対策委員会に通知しなければならない。

3 管理監督者は、不当要求行為等に関する記録を整理し、適切に保管するとともに、異動に際しては、これを後任者に確実に引き継がなければならない。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の遂行の確保並びに法令遵守体制の確立に資するよう、職員研修を実施し、関係者への指導啓発を行い、庁内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第7条 何人も職員に対し不当要求行為等をしてはならない。

第2章 法令遵守体制

(法令遵守対策委員会)

第8条 職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図るため、並びに市における不当要求行為等を防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、松江市法令遵守対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、第5条第2項の規定による通知があったときは、当該不当要求行為等に関する

る対応方針及び事後措置について協議検討するものとする。不当要求行為等を受けたと認められる特別職の職員(市長等特別職を除く。)から通知があった場合も同様とする。

3 対策委員会は、前項の規定による協議検討により不当要求行為等を行った者に対して警告等の措置を講ずる必要があると認めるときは、次条に規定する松江市法令遵守審査会に通知するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(法令遵守審査会)

第9条 市における法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、松江市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の任務)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定により対策委員会から通知があった場合において、当該通知の内容が不当要求行為等に該当すると疑うに足りる相当の理由があり、かつ、市における法令遵守及び公正な職務の遂行の確保のために必要があると認めるときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、必要な調査を行うものとする。

2 審査会は、前項の調査を行う場合、必要があると認めるときは、不当要求行為等を行った疑いのある者に意見陳述の機会を与えることができる。

3 審査会は、第1項の規定による調査の結果を、規則で定めるところにより、審査会に通知を行った対策委員会、関係のある任命権者(市長を除く。)及び市長に報告しなければならない。

4 審査会は、前項の規定により調査結果の報告を行う場合には、第12条の規定に基づき市長が行う措置について、意見を述べることができる。

5 審査会は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項を担当する。

(1) 市長の諮問に応じ、法令遵守体制の整備に関し、調査、研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること。

(2) この条例及びこの条例に基づく規則の遵守の徹底を図ること。

(委任)

第11条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 不当要求行為等に対する措置等

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第12条 市長は、第10条第3項の規定による審査会の報告を受けた場合において、不当要求行為等があったと認められたときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、不当要求行為等をしたときは、行為者のほか、その法人又は人を含む。以下同じ。)に対して文書で警告を行うものとする。

2 前項の警告を行う場合において、市長は、市民への公表その他必要な措置を講ずることがで

きる。

- 3 市長が前 2 項の規定に基づき不当要求行為等の行為者へ警告等を行う場合は、第 10 条第 4 項に規定する審査会の意見を尊重しなければならない。

(職員の保護)

第 13 条 市長等は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、違法又は不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

第 4 章 雑則

(職員等の協力)

第 14 条 職員は、不当要求行為等の調査及び審査のため審査会から求められたときには、協力をしなければならない。

- 2 前項の規定により調査に協力した職員は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

3. 松江市法令遵守推進規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松江市法令遵守推進条例（平成 21 年松江市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所属長への報告)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による報告は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- (1) 一般職の職員 直属の係長又は係長相当職の職員及び所属の課長、所長、園長又は課長相当職の職員
- (2) 係長及び係長相当職の職員 直属の課長、所長、園長又は課長相当職の職員
- (3) 調整官、専門官、課長補佐相当職の職員 直属の課長、所長、園長又は課長相当職の職員
- (4) 課長、所長、園長及び課長相当職の職員 直属の部長又は部長相当職の職員
- (5) 副教育長、次長、参事、支所長及び次長相当職の職員 直属の部長又は部長相当職の職員

(6) 理事、会計管理者、部長及び部長相当職の職員 副市長

(7) 副市長、教育長及び公営企業の管理者 市長

(不当要求行為等の記録)

第3条 条例第4条第2項の規定による記録は、不当要求行為等記録票（様式第1号）により行うものとする。

(不当要求行為等発生時の措置)

第4条 管理又は監督の地位にある職員（以下「管理監督者」という。）は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに相手方に対して注意若しくは警告を発し、退去を命じ、排除を行い又は警察への通報等の措置をとらなければならない。

(対策委員会への通知)

第5条 条例第5条第2項の規定による通知は、条例第4条第2項の規定による報告を行った者が第2条第1号から第3号までに定める者にあつては課長又は課長相当職の職員が、同条第4号及び第5号に定める者にあつては部長又は部長相当職の職員が、同条第6号及び第7号に定める者にあつては当該報告を行った者が行うものとする。

2 課長又は課長相当職の職員が条例第5条第2項の規定による通知を行う場合は、条例第4条第2項の規定による報告の内容が不当要求行為等に該当するかどうかを、第8条に規定する法令遵守対策責任者（以下この項において「対策責任者」という。）に協議するものとする。ただし、通知を行う者が対策責任者を兼ねている場合は、直属の部長又は総務部長に協議するものとする。

3 条例第5条第2項の規定による松江市法令遵守対策委員会への通知は、不当要求行為等発生通知票（様式第2号）により行うものとする。

(対策委員会)

第6条 条例第8条第1項の松江市法令遵守対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 松江市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成17年松江市規則第285号）に規定する第1順位の副市長

(2) 総務部長

(3) 政策部政策企画課長

(4) 総務部総務課長

(5) 総務部人事課長

(6) 財政部資産経営課長

(7) 財政部契約検査課長

(8) 財政部建設工事監理室長

(9) 市民部市民生活相談課長

(10) 健康福祉部健康福祉総務課長

(11) 教育委員会教育総務課長

(12) 市議会事務局総務課長

(13) 監査委員事務局長

2 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。ただし、委員長が不当要求行為等を受けた場合は、副委員長が委員長の職を行う。

3 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 対策委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

5 対策委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(対策委員会の所掌事務)

第7条 対策委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 条例第5条第2項の規定による通知に係る不当要求行為等に関する対応方針及び事後措置についての協議検討

(2) 条例第8条第3項の規定による松江市法令遵守審査会（以下「審査会」という。）への通知

(3) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整

(4) 不当要求行為等の未然防止及びその啓発

(5) 前各号に定めるもののほか、対策委員会が必要と認める事項

(対策責任者)

第8条 職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図り、不当要求行為等に対し組織的に対処するため、法令遵守対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

2 対策責任者は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。

(1) 市長部局の部長事務主管課長

(2) 教育委員会教育総務課長

(3) 出納室長

(4) 市議会事務局総務課長

(5) 選挙管理委員会事務局長

(6) 支所地域振興課長

(7) 消防本部消防総務課長

(8) 上下水道局総務課長

(9) ガス局総務課長

(10) 交通局総務課長

(11) 市立病院総務課長

3 対策責任者は、不当要求行為等の防止及び対策に関する部課内の総括、連絡調整、情報交換、相談及び指導並びに審査会との連絡調整を行うものとする。

4 対策責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者を兼ねるものとする。

（審査会への通知等）

第9条 条例第8条第3項の規定による対策委員会から審査会への通知は、不当要求行為等通知票（様式第3号）により行うものとする。

（審査会の委員）

第10条 条例第9条の審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法令若しくは法令遵守体制又は行政対象暴力対策に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

10 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

11 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害のある事件については、調査及び審査をすることができない。

（審査会の会議）

第11条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

3 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

（審査会の調査）

第12条 審査会は、条例第10条第1項に規定する調査を行う場合にあつては、対策委員会、関係部署の対策責任者若しくは職員又は条例第8条第2項後段の規定に基づき対策委員会に通知をした特別職の職員から意見の聴取を行うとともに、関係者に対し必要な資料の提出を求め、又はこれらの者の出席を求めその説明若しくは意見を聴くことができる。

2 条例第10条第2項の規定による不当要求行為等を行った疑いのある者の意見陳述は、口頭又は書面により行うものとする。

(不当要求行為等の調査結果の報告)

第13条 条例第10条第3項の規定による報告は、不当要求行為等があったと認めた理由又は不当要求行為等がなかったと認めた理由を明らかにして行うものとする。

2 審査会は、不当要求行為等が繰り返し行われ、又は公正な職務の遂行が著しく損なわれるなど、公正な職務の遂行を確保するため不当要求行為等を行った者に対して厳正な措置を講ずる必要があると認めるときは、前項の報告を行う際に、当該不当要求行為等の報告内容を市民へ公表すべきことを意見として述べるものとする。

3 前項の意見には、公表の方法及び不当要求行為等を行った者の氏名又は名称の公表の有無についても述べるものとする。

(審査会の庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日松江市規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月19日松江市規則第39号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日松江市規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日松江市規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日松江市規則第30号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日松江市規則第31号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日松江市規則第9号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

不 当 要 求 行 為 等 記 録 票

| | | | | | | | | |
|-------|-----|--------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 対策責任者 | 部 長 | 支所長・次長 | 課 長 | 調整官 | 専門官 | 課長補佐 | 係 長 | 担 当 |
| | | | | | | | | |

| | | |
|-----------------------|---|-------------|
| 記 録 者 | 部 課 | 電話番号(内線) |
| 日 時 | 年 月 日 () | 時 分～ 時 分 |
| 場 所 | | 応 対 回 数 回 目 |
| 相手方の団体名及び氏名 | | |
| 応対者の所属及び氏名 | 部 課 | 電話番号(内線) |
| | 部 課 | 電話番号(内線) |
| 録音等の有無 | <input type="checkbox"/> 録音有 <input type="checkbox"/> 録画有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 交渉の内容 | ※具体的に記入してください。 | |
| 書き切れない場合は別紙に記入してください。 | | |
| 特記事項及び目撃者 | <input type="checkbox"/> 不当要求(内容) <input type="checkbox"/> 暴力的行為(内容) <input type="checkbox"/> 業務の支障等(内容) | |
| | <input type="checkbox"/> 目撃者有(氏名 、 、) <input type="checkbox"/> 目撃者無 | |
| 参 考 資 料 | ※相手方の名刺等の参考となる資料を添付してください。 | |

備考 部長まで回覧すること。必要に応じ関係部署に供覧し、情報の共有化に努めること。

様式第2号 (第5条関係)

不 当 要 求 行 為 等 発 生 通 知 票

| | | | |
|-----------|--|----|---------------|
| 案件発生部署 | 部 | 課 | 担当 |
| 担当者職氏名 | 職 | 氏名 | 電話番号(内線) |
| 通知者職氏名 | 職 | 氏名 | ㊟ 電話番号(内線) |
| 発 生 日 時 | 年 | 月 | 日() 時 分～ 時 分 |
| 応 対 職 員 | 職 | 氏名 | 電話番号(内線) |
| 相手方氏名又は名称 | ※名刺がある場合は写しを添付し、氏名等不詳の場合は風ぼうを記載してください。 | | |
| 事 案 の 概 要 | | | |
| 対 応 状 況 | | | |
| 参 考 事 項 | | | |

備考

参考となる資料(面談記録、録音録画テープ等)がある場合は、写しを添付してください。

様式第3号 (第9条関係)

不 当 要 求 行 為 等 通 知 票

| | |
|---------------------|--|
| 通知者 (対策委員長) 氏名・印 | 印 |
| 案 件 発 生 部 署 | 部 課 |
| 担 当 者 職 氏 名 | 職 氏名 電話番号 (内線) |
| 発 生 日 時 | 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 |
| 応 対 職 員 | 職 氏名 電話番号 (内線) |
| 相手方氏名又は名称 | ※名刺がある場合は写しを添付し、氏名等不詳の場合は風ぼうを記載してください。 |
| 事 案 の 概 要 | |
| 対 応 状 況 | |
| 参 考 事 項 | |

備考

- 1 参考となる資料 (面談記録、録音録画テープ等) がある場合は、写しを添付してください。
- 2 郵送又は電子メールで、法令遵守審査会 (総務部総務課) に提出してください。

II 不当要求行為等への対応

1. 不当要求行為等発生時の事務フロー

要望等

★職員

職員として行うべき説明等

市民からの要望が多岐にわたる昨今、職員の職務レベルの向上が求められている。職員は、市民からの要望があった場合には、その要望に的確に対応し、たとえ不当要求と思われる内容であっても、まず十分納得していただける説明ができるよう努力する。たとえ要求そのものが不当なものであってもこのような説明等を行って納得された場合は、不当要求行為等(※)とは認めない。このような説明等を行ってもなお次に掲げるような行為が繰り返される場合は、不当要求行為等と認め拒否しなければならない。

※ 不当要求行為等の定義 (条例第2条第5項) ※事例は逐条解説を参照のこと。

- ① 正当な理由なく次に掲げることを求める行為
 - ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。
 - イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
 - ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。
 - エ 執行すべき職務を行わないこと。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することをすること。
- ② 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為
- ③ 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

納得が得られず社会的相当性を逸脱する行為による要望を行う場合

★不当要求行為等と認める

★職員

不当要求の拒否(条例第4条)、記録(条例第4条2項、規則第3条)、上司及び所属長への報告(条例第4条第2項、規則第2条)

条例の不当要求行為等の要件に明らかに該当する場合のほか、当該要求が、説明を行っているにもかかわらず何度も繰り返される、暴力等を伴う要求に発展するおそれがある等の理由から、職員の法令遵守が困難となるおそれがある場合も上司及び所属長に報告する。

記録は、規則に定める様式により行い、部長又は部長相当職まで回覧する。必要に応じ、関係があると思われる課にも供覧し情報を共有する。

報告すべき上司または所属長については、後述「不当要求行為等発生時の報告と法令遵守対策委員会への通知方法」を参照のこと。

★管理監督者

注意、警告、退去命令、排除、警察への通報等の措置(条例第5条第1項、規則第4条)

次のようなときは例外なく直ちに警察に通報する。

- (1) 相手方が銃砲刀剣類、火薬ガソリン等の爆発燃焼物、毒劇物その他危険物を所持していると認められるとき。
- (2) 相手方が職員に対して殴る、蹴る、突き飛ばすなどの暴行を加えたとき。
- (3) 相手方が市の財物等(備品等)を損壊したとき。

法令遵守対策委員会への通知(条例第5条第2項、規則第5条第1項、第2項)

職員から報告された事案が、条例第5条第2項にいう「当該報告内容が不当要求行為等に該当すると認められる」かどうかの判断にあたっては、報告を受けたものが課長及び課長相当職である場合は、法令遵守対策責任者に協議する。管理監督者が対策責任者である場合は、所属部長又は総務部長にこの協議を行う。

具体的な通知方法は、後述「不当要求行為等発生時の報告と法令遵守対策委員会への通知方法」を参照のこと。

不当要求行為等の記録の整理・保管と後任者への引継ぎ (条例第5条第3項)

記録の管理、引継ぎは、「松江市職員服務規程」第11条(事務引継ぎ)に則し確実に行うこと。



★法令遵守対策責任者〔部長事務主管課長等〕

不当要求行為等に関する部内の総括、連絡調整、情報交換、相談及び指導並びに法令遵守対策委員会との連絡等 (規則第8条第3項)

部内外での同類事案の発生状況、過去の事例、他都市の事例とその対応例等を研究し、管理監督者及び職員に指導を行い、必要に応じて対策委員会に情報提供を行う。

不当要求行為等に該当するか否かについての協議 (規則第5条第2項)

職員から管理監督者に報告された事案が、条例第5条第2項にいう「当該報告内容が不当要求行為等に該当すると認められる」かどうかの判断にあたり、報告を受けたものが課長及び課長相当職である場合は、法令遵守対策責任者が協議を受ける。管理監督者が対策責任者である場合は、所属部長又は総務部長がこの協議を受ける。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する不当要求防止責任者の業務 (規則第8条第4項)

対策責任者は、公安委員会の実施する「不当要求防止責任者講習」を受講する。



★法令遵守対策委員会〔庁内組織〕

不当要求行為等に関する体制整備 (条例第8条第1項)

対応方針及び事後措置の協議検討 (条例第8条第2項、規則第7条第1号)

法令遵守審査会への通知 (条例第8条第3項、規則第7条第2号)

協議検討の結果、当該行為が今後も繰り返され公正な職務の執行が妨げられるおそれがある又は暴力行為に発展するおそれがある等、警告等の措置を講ずる必要があると認めたときは審査会に通知する。

不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整 (規則第7条第3号)

庁内での同類事案の発生状況、過去の事例、他都市の事例とその対応例を研究し、関係があると思われる部署に対策責任者を通じて情報提供する。

未然防止、啓発 (規則第7条第4号)

他都市での事例の発生を迅速に把握し、当市で類似事例が発生するおそれのある件については、対策責任者を通じて関係部署に通知を行う等、未然防止に努める。



★法令遵守審査会〔外部委員による附属機関〕

不当要求行為等の調査 (条例第10条第1項、第2項、規則第12条第1項、第2項)

調査に当たっては、対策委員会、対策責任者、関係者から意見の聴取を行うとともに、関係者に対し必要な資料の提出を求め、又はこれらの者の出席を求めその説明もしくは意見を聞く。

必要があると認めるときは、不当要求行為等を行った疑いのある者に意見陳述の機会を与える。

調査結果の報告 (条例第10条第3項、規則第13条)

調査結果を対策委員会、関係任命権者、市長へ報告する。

市長が行う措置についての意見 (条例第10条第4項)

市長の諮問に応じる (条例第10条第5項)

体制の整備に関し調査・研究。必要に応じ任命権者に意見を述べる。 (条例第10条第5項)



★市長

不当要求行為等の行為者への警告 (条例第12条第1項)

警告は文書で行う。

不当要求行為等の行為者の市民への公表等必要な措置 (条例第12条第2項)

不当要求行為等の透明化を図り、市民への注意と健全な批判を喚起することにより不当要求行為等を中止させる。

不当要求行為等を拒否した職員への援助、保護等 (条例第13条)

不当要求行為等を拒否したことにより当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることがないよう、市の顧問弁護士による相談および対応を始め必要な配慮をする。

○不当要求行為等発生時の報告と法令遵守対策委員会への通知方法

不当要求行為等を受けた者から上司・所属長への報告および対策委員会への通知は、次のとおりに行う。

《不当要求行為等を受けた者から上司・所属長への報告》

| 不当要求行為等を受けた者 | 不当要求行為等を受けた者が報告すべき上司及び所属長 |
|--------------------------|--|
| 一般職の職員 | 直属の係長又は係長相当職の職員及び所属の課長、所長、園長又は課長相当職の職員 |
| 係長及び係長相当職の職員 | 直属の課長、所長、園長又は課長相当職の職員 |
| 調整官、専門官、課長補佐相当職の職員 | 直属の課長、所長、園長又は課長相当職の職員 |
| 課長、所長、園長及び課長相当職の職員 | 直属の部長又は部長相当職の職員 |
| 副教育長、次長、参事、支所長及び次長相当職の職員 | 直属の部長又は部長相当職の職員 |
| 理事、会計管理者、部長及び部長相当職の職員 | 副市長 |
| 副市長、教育長及び公営企業の管理者 | 市長 |

《対策委員会への通知》

報告を受けた者が、課長又は課長相当職の職員である場合

職員から報告された事案が、条例第5条第2項にいう「当該報告内容が不当要求行為等に該当すると認められる」かどうかの判断にあたって、法令遵守対策責任者に協議する（管理監督者が対策責任者である場合は、所属部長又は総務部長に協議する）。対策委員会への通知は報告を受けた課長又は課長相当職の職員が行う。

報告を受けた者が部長又は部長相当職の職員である場合

対策委員会への通知は、報告を受けた部長又は部長相当職の職員が行う。

報告を受けた者が副市長又は市長である場合

対策委員会への通知は、報告を行った者が行う。

2. 不当要求行為等への具体的対応要領

□1 対応場所の選定

- (1) 面談する場所は、市の管理が及ぶ範囲内（執務室のほか市役所会議室等）とする。
- (2) 呼出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。

□2 対応者

対応は、担当者が行い、決定権のある幹部（市長、副市長、部長等）を出さない（即答を求められてしまうため）。

□3 複数で対応

- (1) 対応は、必ず2名以上（相手より多い人数）で行う。
- (2) 役割分担をする。
 - ア 対応担当（主に対応。）
 - イ 記録担当（内容や相手の特徴を記録。）
 - ウ 連絡担当（外部との連絡をとる。）
 - エ 確認担当（車のナンバー等の確認を行う。）

□4 相手方の確認

- (1) 名刺を要求する。あるいは、面会人名簿に記載させる。
- (2) 相手方の氏名、所属団体、所在、電話番号等を確認する。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実を確認する（委任状を求めるなど）。

□5 用件の確認

- (1) 「誠意を示せ」等の言葉から、相手方の目的を勝手に判断して、話を進めてはいけない。
- (2) 「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰に」、「なぜ」、「何をした」のかを相手方の口から明らかにさせる。

□6 言動には特に注意する

- (1) おびえず、あわてず、ゆっくりと応対し、無礼な態度を見せないように注意する。相手方の挑発にのってはいならない。また、相手方を挑発しない。
- (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当市としては、あなたの要求には応じられません。これ以上話しても結論は変わりません。どうぞ、お引取りください」等と明確に答え、「検討する」とか「考えてみる」等相手方に期待を抱かせる発言はしない。
- (3) 当初の段階で「申し訳ありません」「すいません」等と当方の非を認める発言をしてはいけない。
- (4) 相手方が念を押したときは、「はい」、「いいえ」で答えず、当方の主張を繰り返す。
- (5) 誤った発言をした場合は、その場で直ちに訂正する。

□7 即答しない。不必要な書類（念書等）は作成しない

- (1) 相手方の要求に即答、約束をしない。
- (2) 「一筆書け」といわれても書く必要はないし、書いてはいならない。いかなる場合でも署名、押印をしない。

□8 特別の事情がない限り、当方から相手方に電話をしない

□9 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報をする

次に掲げる場合は、例外なく一律かつ直ちに通報すること。

- (1) 相手方が銃砲刀剣類、火薬ガソリン等の爆発燃焼物、毒劇物その他危険物を所持していると認められるとき。
- (2) 相手方が職員に対して殴る、蹴る、突き飛ばすなどの暴行を加えたとき。
- (3) 相手方が市の財物等（備品等）を損壊したとき。

Ⅲ 関係資料

1. 松江市法令遵守推進条例 Q&A

(条例制定の趣旨等)

○問1 「法令遵守推進条例」を制定する目的は何か？

※回答 市民からの要望が多岐にわたる昨今、社会経済情勢の急激な悪化に伴い松江市においても財政状況が悪化し、事務事業を執行していく上での予算上の制約が大きくなる中で、積極的に市民の要望にスピーディーに対応しサービスの向上を図るためには、職員が法令を遵守し、公正に職務を遂行することによって、市民から信頼されなければならない。

また、地方分権が進められる中であって、権限移譲により市が持つ認可権限も増加し、不当要求行為等に対しては、組織として毅然と対応し、職員の職務の公正な執行を確保することが求められている。

本マニュアルの冒頭にも記載するとおり、他市において自治体職員の不適切な職務執行の事例が多発しており、職員の法令遵守と公正な職務遂行の確保については、組織として取り組む体制を整備し、市民に明らかにしていくことが重要である。

このことによって職員自身も安心して職務に精励することができ、市民の皆様へのサービスの向上につながると考えている。

○問2 「松江市不当要求行為等対策要綱」があるのに、敢えて条例化する理由は何か？

※回答 条例制定前は、「松江市不当要求行為等対策要綱」（平成19年6月7日施行）により、不当要求行為等に対処することとしていたが、（1）市の団体意思として法令遵守の姿勢を明確にすること。（2）不当要求行為等の行為者の氏名公表等の不利益を課す規定があること（要綱においては、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるもの等については公表しないものとするとしていた）。（3）法令遵守審査会は、地方自治法（第138条の4第4項）上の附属機関（条例で設置）として設置されるものであること。以上のような理由から、条例で定めることとしたものである。

なお、本条例の施行日をもって、要綱については廃止した。

○問3 法令遵守については、地方公務員法に定められているのに、なぜ、わざわざ「法令遵守推進条例」を制定する必要があるのか？

※回答 確かに地方公務員法には、職員が遵守すべき「サービスの根本基準」（第30条）や「法令等に従う義務」（第32条）が定められているが、この条例は、市として、地方公務員法のこれらの規定を「基本的心構え」、「職員の責務」などとして具体化し、日々の行政の中で実現していくための「法令遵守体制」などの仕組みを定めるものである。地方公務員法とは別に新たな原理原則を定める趣旨ではない。

（サービスの根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令等に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（第2条第1項 特別職の扱い）

○問4 この条例は、一般職の職員と特別職の職員のうち市長、副市長及び地方公営企業の管理者のみを対象としているのはなぜか？

※回答 この条例は、日常業務における法令遵守と公正な職務遂行の確保を主眼としているため、その職務の形態及び内容から非常勤の特別職は、原則としてこの条例を適用せず、常勤の特別職のうち市長、副市長及び地方公営企業の管理者のみを対象としている。非常勤の特別職は上司及び所属長への報告（第4条第2項）などの仕組みになじまないからである。

（第2条第1項 特別職の扱い）

○問5 非常勤の特別職が不当要求行為等を受けた場合は、この条例では対応できないのか？

※回答 非常勤の特別職も不当要求行為等があった場合は、法令遵守対策委員会への通知ができることとしている（第8条第2項後段）。

（第2条第4項 不当要求行為等）

○問6 不当要求行為等とは何か？

※回答 不当要求行為等とは、条例第2条第5項に定義されている。

詳細及び具体例については逐条解説を参照にされたい。

なお、要望そのものが、不当な要望と思われるものであっても、職員の説明等により納得が得られた場合は、不当要求行為等とはならない。

(第2条第5項 不当要求行為等)

○問7 「要望」と「不当要求行為等」は、どこで区別するか？対策委員会へ通知すべき事案であるかどうかは誰が判断するのか？

※回答 職員が説明等を重ねているにもかかわらず、要望等が繰り返され、職務の執行に支障が生じる場合、要望の際に「暴力行為等社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段」を用いた場合及びそうした手段に発展するおそれがある場合は、要望内容の如何を問わず、不当要求行為等となる。

具体的には個々の事案ごとに「要望」であるか、「不当要求行為等」であるかを判断するほかないが、対策委員会へ通知するべき事案であるかどうかについては、規則第5条第2項に規定するとおり、課長又は課長相当職の職員が通知を行う場合には、法令遵守対策責任者に協議することとなっている。

(第4条第2項 不当要求行為等の報告)(第10条第1項 審査会の任務)

○問8 他の職員が行う違法な行為を発見した場合や、他の職員から不当要求行為等があった場合は、通報することができないのか？

※回答 質問のような場合は、「松江市職員の公益通報に関する要綱」要綱第4条において公益通報委員会に通報できることとなっている。なお、通報にあたっては、同条において下記のように規定されているとおり、他人に損害を加える目的その他不正の目的等で公益通報をすることはできず、公益通報をするにあたっては、確実な資料により誠実にを行うよう努めなければならない。

(公益通報)

第4条 職員等は、市の事務又は事業（受託者が行う受託業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務を含む。）の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、松江市公益通報委員会（以下「公益通報委員会」という。）に対し、公益通報をすることができる。

(1) 法令（条例、規則及び訓令を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実

- (2) 市民の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又は害するおそれがある事実
(3) 前2号に定めるもののほか、公益を害し、または害するおそれがある事実
- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、他人に損害を加える目的その他の不正の目的又は人事上の処遇その他の自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的で、公益通報をすることができない。
- 3 公益通報は、通報者の氏名を記載し、書面（電磁的記録を含む。）で行わなければならない。ただし、氏名を記載しなかったことにつきやむを得ない事情があると公益通報委員会が認めるときは、この限りではない。
- 4 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。
(松江市職員の公益通報に関する要綱)

(第2条第5項 暴力行為等)

○問9 暴力行為等があったかどうかは、誰が判断するのか。職員が恣意的に判断するのか。例えば1度、大声を出した場合も暴力行為等になるのか？

※回答 職員、報告を受けた上司及び所属長並びに対策責任者が判断するが、それを庁内組織の法令遵守対策委員会で協議検討し、さらに専門家で構成する附属機関である法令遵守審査会で調査することとなる。最終的には司法の判断を仰ぐ場合もあり得る。

実際の状況にもよるが、これまでの通常の窓口業務の状況において、1度大声を出した程度で即暴力行為に相当すると判断することは考えにくい。

(第4条第2項及び第3項 不当要求行為等の報告及び記録)

○問10 職員は、不当要求行為等を受けた場合は、上司等に報告し、記録を作成することとなっているが、議員が住民の要望を職員に伝えた場合も、同様の取扱いをされるのか。議員活動が制限されることにならないか？

※回答 不当要求行為等とは、「暴力行為等の手段で要求の実現を図る行為」や「正当な理由なく、法令や法令に基づく基準に違反した行為を要求する行為」を指すものであり、住民が政策や施策について、正当な理由で、適切な手段により行政に要望する行為は、そもそも不当要求行為等に該当するものではない。したがって、議員活動が制限されることはないと考えられる。

(第9条・規則第10条第2項 法令遵守審査会の委員)

○問11 法令遵守審査会の委員は、市長の任命に係るものであり、公正・公平な調査は、期待できないのではないか？

※回答 審査会は、不当要求行為等の通知を受けて、公正・公平な調査を担保するため、内部

の一般職員等で構成される組織とせず、第三者的性格を持たせるため、地方自治法第138条の4第3項の執行機関の附属機関として設置するものである。

審査会の委員は、法令若しくは法令遵守体制又は行政対象暴力に対する優れた識見に着目して市長が委嘱するものであり、公平・公正な調査ができるものと考えている。

(第10条第2項 審査会における調査)

○問12 法令遵守審査会における調査では、必ず不当要求行為等を行ったとされる者に意見を述べる機会を与えるのが公平ではないか？

※回答 規則では、審査会は「必要があると認めるときは」、不当要求行為等を行った疑いのある者に意見陳述の機会を与える旨を規定している。意見陳述の機会の付与を義務化しないのは、明白な証拠があり（裁判の判決、行為者の自認など）意見陳述が不要な場合や相手方が逮捕拘留され、意見陳述が困難な場合などが想定されるからである。

(第11条 審査会の調査審議手続の非公開)

○問13 法令遵守審査会における調査審議の手続は、公開するべきではないか？

※回答 審査会の調査審議は、外部からの圧力や干渉等の影響を受けず、専門的見地からの率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保が求められ、かつ、関係者の調査に対する協力姿勢を確保する必要があるため、調査審議の手続は公開しないものとしたものである。

(第12条第1項 不当要求行為等の行為者への警告等)

○問14 不当要求行為等は、個人のみではなく、法人等の業務に関して行われることもあると思うがどのように対応するのか。警告は、行為者のみに行き、法人等や雇い主に対しては行わないのか？

※回答 法人等の業務に関して、不当要求行為等が行われたときは、行為者個人に加え、法人や雇い主に対しても警告するものとしている。

(第12条第2項 不当要求行為等の市民への公表その他必要な措置)

○問15 不当要求行為等の市民への公表は、間違った場合、相手方に回復困難な損害を与えることになるのではないか？

※回答 不当要求行為等の行為者への警告、市民への公表等の措置は、恣意を排し、市長等が、専門家で構成された**法令遵守審査会**の調査報告に基づき、その意見を尊重して行うこととされている（第12条第3項）。

質問のような場合は、司法の場で救済及び損害の回復が図られることとなる。

（第12条第2項 不当要求行為等の市民への公表その他必要な措置）

○問16 市民への公表その他必要な措置とは何か？

※回答 その都度、**法令遵守審査会**の意見を尊重し、不当要求行為等の内容、程度、情状などを総合的に考慮し、相手方の行為に比例した措置がとられるものと考えている。

「市民への公表」としては、記者発表、市の広報への登載、市掲示板への掲示などが想定される。「その他必要な措置」とは、職員への周知、来庁事業者や事業者団体への周知などが想定される。

（第13条 不当要求行為等を拒否した職員の保護）

○問17 毅然とした態度で、不当要求行為等を拒否した職員が嫌がらせを受けたり、危害を加えられたりすることはないか？

※回答 そういったことが起こらないよう必要な対応を行うが、万一起きた場合には、市の顧問弁護士や警察等の関係機関と協議し、法的措置の支援等を行う予定である。

（その他 不服申立て等の可否）

○問18 不当要求行為等の行為者として、市長等から警告、公表等の措置を受けた場合、不服申立てができるのか？

※回答 この条例の規定による市長等からの警告、公表、指名停止等の措置は、「事実上の行為」であり、相手方に対し、法律上の義務を課し、又は権利を制限する「(行政) 処分」には該当しないため、行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て、審査請求）や行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（処分の取消しの訴え）の対象とはならないものである。

なお、同様の理由により、松江市行政手続条例に規定する「不利益処分」にも該当しないため、警告等の措置に先立って、相手方に「聴聞」や「弁明の機会の付与」という事前手続を行うことを要さない。

2. 委員名簿

○法令遵守対策責任者

| 部 局 | 役 職 |
|------------|-------------|
| 政策部 | 政策企画課長 |
| 総務部 | 総務課長 |
| 財政部 | 財政課長 |
| 防災部 | 防災危機管理課長 |
| 産業経済部 | 商工企画課長 |
| 観光部 | 観光振興課長 |
| 文化スポーツ部 | 文化振興課長 |
| 市民部 | 市民生活相談課長 |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課長 |
| こども子育て部 | こども政策課長 |
| 環境エネルギー部 | 環境エネルギー課長 |
| 都市整備部 | 建設総務課長 |
| 教育委員会 | 教育総務課長 |
| 出納室 | 出納室長 |
| 市議会事務局 | 市議会事務局総務課長 |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局長 |
| 鹿島支所 | 地域振興課長 |
| 島根支所 | 地域振興課長 |
| 美保関支所 | 地域振興課長 |
| 八雲支所 | 地域振興課長 |
| 玉湯支所 | 地域振興課長 |
| 宍道支所 | 地域振興課長 |
| 八束支所 | 地域振興課長 |
| 東出雲支所 | 地域振興課長 |
| 消防本部 | 消防総務課長 |
| 上下水道局 | 総務課長 |
| ガス局 | 総務課長 |
| 交通局 | 総務課長 |
| 市立病院 | 総務課長 |

○法令遵守対策委員会委員

| 委員区分 | 役 職 |
|------|---------------|
| 委員長 | 第1順位の副市長 |
| 副委員長 | 総務部長 |
| 委員 | 政策部政策企画課長 |
| 〃 | 総務部総務課長 |
| 〃 | 総務部人事課長 |
| 〃 | 財政部資産経営課長 |
| 〃 | 財政部契約検査課長 |
| 〃 | 財政部建設工事監理室長 |
| 〃 | 市民部市民生活相談課長 |
| 〃 | 健康福祉部健康福祉総務課長 |
| 〃 | 教育委員会教育総務課長 |
| 〃 | 市議会事務局総務課長 |
| 〃 | 監査委員事務局長 |